

浜松市条例第 23 号

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

浜北中央北地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された浜松都市計画浜北中央北地区計画において地区整備計画が定められている区域
---------------	--

別表第 2 に次のように加える。

浜北中央北地区整備計画区域	住宅地区 A	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	165 平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1メートル（道路が都市計画道路の場合、1.5メートル）	(1) 軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、外壁等の後退距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分の床面積が 5 平方メートル以内である建築物 (2) 軒の高さが 2.3メートル以下で柱、屋根のみの車庫	13メートル
	住宅地区 B	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの (3) 倉庫で床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの (4) 工場（食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービスを営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） (5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (6) 自動車教習所 (7) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの					
	沿道利用地区	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					

	<p>(2) 店舗、飲食店、展示場又は遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) ぱちんこ屋</p>							
<p>商業・サービス施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第 2 (へ) 項第 3 号に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) ぱちんこ屋</p>			<p>(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離</p> <p>(2) 外壁等の面から隣地境界線までの距離</p>	<p>1.5メートル</p> <p>1メートル</p>			

附 則

この条例は、公布の日後最初の浜北中央北地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定によ

る都市計画の変更の告示があった日から施行する。

(あらまし)

この条例は、浜北中央北地区計画の都市計画決定に伴い、区域内における建築物の用途等に関する制限を定めるものです。